

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第92回> 総則6項地裁判決（裁決・地裁）

大阪勉強会グループ 著

（濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾）

〔前回（第91回）はNo3797（令和6年4月8日号）に掲載いたしました。〕

財産評価基本通達の総則6項を適用した課税庁が敗訴するという衝撃的な判決が登場している。高裁へ控訴中であり、まだ未確定とは言え、今後の資産税実務に大きな影響を与えることは必須である。実務的な影響を含め、確認してみたい。

1 はじめに

sample

sample

sample

濱田) 令和6年1月18日

総則6項を適用して課税した課税庁の判断が覆された初の事案ということで大変話題になっていた事件ですね。

岡野) いや、当初は初の事案という話だった

いう点の留保は必要なのですが、それでも驚きでした。

岡野) 後でも触れることになりますが、1つのポイントは最高裁令和4年判決を踏まえての

sample

sample

sample

村木) 平成17年の事件は、総則6項を持ち出してはいるのですが、事案としては、配当還元方式による評価の妥当性が問われた事件でした。ただし、総則6項について裁判所が判断した部分については、後で必要

内藤) 話を本件

しましょう。

白井) 総則6項の適用が否定されることは、理論的にはあり得るとしても、現実の事案で起

最高裁判決が示すことまでなのか、と我々の実務に大きく影響する判決ですね。では、早速確認していきましょう。

sample

sample

第2 事案の概要

本件は、被相続人T（以下「本件被相続